創業・生産性向上・販路拡大・新ビジネス・設備投資をお考えの事業主様へ

２０２５（令和７）年度
酒田市産業振興補助金等のご案内

☆事業着手前にご相談ください☆

❶❷❸❹❺❾は、産業振興まちづくりセンター「サンロク」▶ 電話0234-26-6066
❻❼❽は、商工港湾課 ▶ 電話0234-26-5361

❶開業支援補助金

新たに創業する方の創業融資（開業時に必要となる設備資金及び運転資金を金融機関等が融資するもの）の完済までに係る利子相当額を補助します。
◆対象／令和８年３月３１日まで開業することができる方
◆対象経費／創業融資の完済までに係る利子相当額
◆限度額／３０万円（条件を満たす場合５０万円までの拡充措置あり）
◆申請／令和８年２月末まで（融資実行１カ月前までに相談）

❷販路拡大・交流支援補助金

中小企業（本社または支店、工場等を酒田市内に置く）等の、国内外の見本市・商談会・物産展（オンライン開催を含む）への出展に要する経費を補助します。
◆対象／本社または支店、工場等を酒田市内に置く中小企業
◆対象経費／商談会等の出展経費
◆補助率／２分の１（小規模事業者は３分の２）　◆限度額／原則３０万円
◆申請／令和８年３月末（事前相談必要）

❸新ビジネス・商品開発・実証プロジェクト応援補助金

市内で事業を営む製造業、サービス業、農林水産事業者等が実施する、新商品・新サービスの開発、ビジネスモデル調査・実証などの経済波及効果が高く、市内事業者の新産業創出の取組みを加速・促進するプロジェクトに要する経費を補助します。
◆対象／市内で事業（農林水産業を含む）を営む法人、個人事業主又は任意団体であり、酒田市産業振興まちづくりセンター(サンロク)の支援を受けた事業者
◆対象経費／謝金、旅費、工事費、機械装置費、備品費、原材料費、広告宣伝費等
◆補助率／２分の１（小規模事業者は３分の２）
◆限度額／５０万円　◆申請／令和８年２月末まで（事前申請）

❹DX化推進補助金

ＩＴツール、ＡＩ等のデジタル技術を活用し、製品やビジネスモデル等をＤＸ（デジタル変革）化することにより、生産性の改善を図る事業に対して補助します。
◆対象／市内中小企業等　◆対象経費／機器・ソフトウェア購入費、委託外注費等
◆補助率／２分の１(小規模事業者は３分の２)
◆限度額／３０万円（条件を満たす場合５０万円までの拡充措置あり）
◆申請／令和８年２月末まで（事前申請）

Sakata City

❺事業承継促進補助金

市内の中小事業者が第３者承継の方法により事業承継を行う際に要する専門家への委託料・報償費等の一部を補助します。
◆対象／市内中小事業者　◆対象経費／専門家への委託料、報償費、旅費等
◆限度額／事業承継をする１事業者当たり経費の１／２　上限３０万円
◆要件／支援機関からの支援を受けて行う事業承継であること、事業承継後１年以上も従業員の雇用が維持される見込みがあること。◆申請／令和８年２月末日まで

❻用地取得助成金

工場や事業所の立地のために工業団地等の用地を取得した場合、用地取得費用の最大３０％を助成します。
◆対象／工業団地等に工場や事業所を新設、拡充、移設した製造業、情報サービス業、卸売業（一部）、新エネルギー産業等の企業で、一定の賃金水準以上の新規雇用者の増加を伴う場合　◆内容／用地取得費の２０％または３０％（上限額２億円）
◆申請／操業を開始した日の属する年の翌年の４月３０日まで

❼設備投資促進助成金

工場等を新設、拡充、移設又は設備の更新をした場合に助成金を交付します。
◆対象業種／製造業、情報サービス業、卸売業（一部）、新エネルギー産業等
◆投資額要件／投下固定資産総額２，０００万円超
◆対象資産／固定資産：前年の1月1日から１２月３１日までに取得した機械及び装置、建物及びその附属設備（生産設備部分）、土地
◆助成額／対象投下固定資産に係る最初の年度の固定資産税の課税標準額の額に、①新設３％、②移設３％、③拡充１．８％を乗じて得た額（上限額１億円）
◆助成上限額／１億円　◆申請／令和７年７月末日まで

❽先端設備等に係る固定資産税の特例措置

中小企業者が、労働生産性を一定程度向上させるため先端設備等を導入する計画を策定し、本市の認定を受けた場合、固定資産税の特例措置（軽減）を受けることができます。
◆対象／先端設備等導入計画の認定を受けた市内の中小企業者等（全業種）
◆設備の要件／賃上げ表明したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ投資利益率が年率５％以上の投資計画に記載された設備
◆特例措置／１．５％以上の賃上げ表明されたもの：３年間、課税標準を１／２に軽減
３．０％以上の賃上げ表明されたもの：５年間、課税標準を１／４に軽減

❾その他の支援施策

❖中心市街地活性化事業費補助金（中心拠点における賑わい創出及び交流人口拡大など、地域経済の活性化を図るために実施するイベント等の経費に対する補助）
❖商店街活動支援補助金（商店街組織が管理する街路灯などの電気料に対する補助）
❖専門家派遣、事業承継支援その他市内事業者を対象とした各種支援（無料）

【補足】中小企業・小規模企業者等の定義

1. 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

2. 小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員 5人以下

3. 中小事業者とは？

市内に主たる店舗を有し、かつ、大企業及び「みなし大企業」に該当しない、次のいずれかの法人等を指します。

(1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業及び個人事業主
・【参考】中小企業庁 HP：http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html
飲食店は「小売業」の区分が適用となります。

(2) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が（１）の中小企業と同規模のもの

(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員数が（１）の中小企業と同規模のもの

(4) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（１）の中小企業と同規模のもの